

○少年サポートセンター設置要綱

平成 11 年 3 月 18 日

山口生少第 114 号

(設置)

第 1 条 重大な非行の前兆となる不良行為等を繰り返す少年に対する指導等を徹底するため、生活安全部人身安全・少年課（以下「人身安全・少年課」という。）に、少年サポートセンター（以下「センター」という。）を置く。

(センターの構成)

第 2 条 センターは、東部少年サポートセンター（以下「東部センター」という。）、中部少年サポートセンター（以下「中部センター」という。）及び西部少年サポートセンター（以下「西部センター」という。）により構成する。

(活動拠点)

第 3 条 センターの活動拠点は、東部センターにあつては岩国警察署、中部センターにあつては人身安全・少年課、西部センターにあつては下関警察署とする。

(任務)

第 4 条 センターは、次に掲げる活動を行う。

- (1) 関係機関・団体等と共同して行う不良行為少年及び非行少年（以下「不良行為少年等」という。）の補導
- (2) 次に掲げる活動のうち、専門的又は継続的に対応すべきもの
 - ア 不良行為少年等及びその家庭に対する指導及び助言
 - イ 被害少年等及びその家庭に対する支援及び助言
 - ウ 少年に関する相談
- (3) 前各号に掲げるもののほか、不良行為少年等に対する指導及び被害少年等に対する支援を行うために必要な活動

(活動区域)

第 5 条 センターの活動区域は原則として次のとおりとする。

センター別	活 動 区 域
東 部 センター	岩国、柳井、光、下松、周南の各警察署の管轄区域
中 部 センター	防府、山口、山口南、長門、萩の各警察署の管轄区域
西 部 センター	宇部、山陽小野田、小串、美祢、下関、長府の各警察署の管轄区域

(センター長)

第6条 東部センター、中部センター及び西部センターに、センター長を置く。

2 東部センターのセンター長は人身安全・少年課少年サポート第四担当補佐を、中部センターのセンター長は同課少年サポート第一担当補佐を、西部センターのセンター長は同課少年サポート第六担当補佐をもって充てる。

3 センター長は、担当するセンターの運営及び職員の指揮監督を行う。

(副センター長)

第6条の2 東部センター、中部センター及び西部センターに、副センター長を置く。

2 東部センターの副センター長は人身安全・少年課少年サポート第五担当補佐を、中部センターの副センター長は同課少年サポート第二担当補佐及び少年サポート第三担当補佐を、西部センターの副センター長は同課少年サポート第七担当補佐をもって充てる。

3 副センター長は、担当するセンターの運営及び職員の指揮監督について、センター長を補佐する。

(集中運用)

第7条 生活安全部人身安全・少年課長(以下「人身安全・少年課長」という。)

は、センターの業務の運営に必要であると認めたときは、センターの職員を集中的に運用することができる。

(警察署との連携)

第8条 センター長及び副センター長は、非行少年等の実態把握を行い、センター職員を弾力的かつ効果的に運用するため、活動区域内の警察署と緊密な連携を図るものとする。

(教養)

第9条 人身安全・少年課長は、少年警察活動に必要な知識及び技能の向上を図るため、センターの職員に対する教養訓練を計画的に実施するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、センターについて必要な事項は、別に定める。